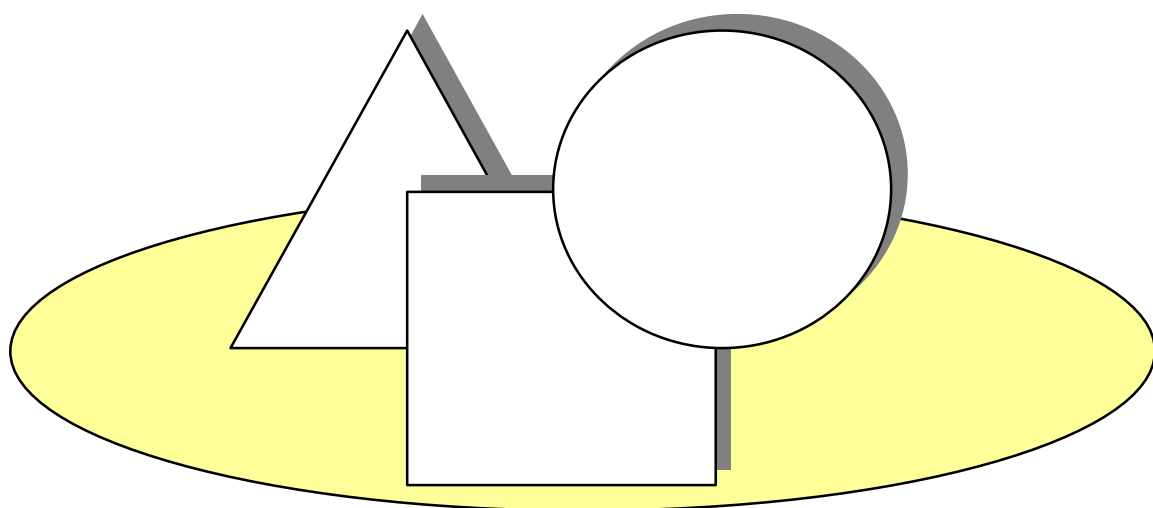


手をつなごう！ 共にふみだそう！  
**連携・協働の明日**

**答 申 書**

「大田区区民活動との連携・協働に係る基本方針」策定に  
向けて



区民活動との連携・協働に係る基本方針等策定検討会  
(おおたパートナーシップ会議)

**平成16年3月**

## はじめに

私たちの社会では、10年余り続いている長い不況や少子高齢化の進行のなか、行政、市民活動、企業のそれぞれの場で、制度や仕事の仕方が大きく変化してきています。

大田区において、区、区民活動団体、企業の「連携・協働」が言われ始めたのも、その変化の一つです。

多くの人はいま、暮らしのなかに“安心”や“希望”を強く望んでいます。

その実現は、個人だけでも行政だけでもできないと、多くの区民が感じていると思います。区、区民活動団体、企業など、その地域に共生している人々が手をつないでともに働かなければ、より安心して暮らせる社会はできないという人々の体験、また、新たな結びつきの深まりが課題の解決や豊かさを生むという人々の気づきが、「連携・協働」という形になって現れてきているのだと思います。

大田区では、長期基本計画「おおたプラン2015」のなかで、区と区民活動の「連携・協働」を基本姿勢とし、その実現のために平成14年11月「区民活動との連携・協働に係る基本方針策定等検討会」（通称：おおたパートナーシップ会議）を設置しました。そこに推薦、公募により集まった14名が、19回の会議を重ね、「区民活動フォーラム」や「中間のまとめ説明・討論会」などで多くの区民の意見やアイデアを聞き、また他の自治体のNPO支援センターなどの視察も行いました。そのようにして、大田区の実情や特性を何度も検証し、より大田区の実態に即した基本方針を目指しました。そしてここに、区長にその成果を答申する運びとなりました。

この答申書の作成は、構成から執筆まで、委員自身の手で行っています。

私たち委員は、NPOや自治会・町会の区民活動団体、区、企業、学識経験者、個人と、様々な立場からの意見交換を行いながら、作業を進行してきました。この共同作業を通じて、同じ事柄についても見方や方法の違いがあり、得意とする分野があることなどがよくわかりました。それぞれの分野の人たちがそれぞれの特徴を活かし合うことができれば、単独では無理なことも可能になるということを実感しました。まさに「連携・協働」の作業でした。

基本方針は、「連携・協働」の推進の要です。これを、NPO、自治会・町会、企業、行政など、それぞれの立場で、また区民一人ひとりの暮らしや行動のなかで、活かしていただきたいと思います。

私たち委員も、実践のなかで、この基本方針を活かしていきたいと思っています。

安心して暮らせるまち、安心して仕事ができるまちは、自分たちでしか築けません。ぜひ一緒に行動しましょう。

平成16年3月

おおたパートナーシップ会議

## 目 次

### はじめに

序章 連携・協働の必要性と基本方針策定の目的	1
1 連携・協働の必要性の背景	1
(1) 市民自治の時代	
(2) 区民ニーズの多様化と区への対応	
(3) 自治意識・市民活動の台頭	
(4) パートナーシップが求められる時代	
2 何と何が連携・協働するのか	1
(1) 連携・協働の担い手	
(2) 新たな公共活動の領域	
3 区民活動とは何か - 区民活動のイメージを広げよう -	2
(1) これまでの区民活動のイメージ	
(2) 新しい区民活動(NPO)の誕生	
(3) 従来組織を区民活動として捉え直す	
(4) 区民活動が社会で位置づいていくために	
4 各セクターから見た連携・協働の必要性	3
(1) 区にとっての必要性	
(2) 区民活動団体にとっての必要性	
(3) 企業にとっての必要性	
5 連携・協働が生み出す社会	4
6 基本方針策定の目的	5
第 章 連携・協働のあるべき姿	6
1 連携・協働の原則	6
2 連携・協働の視点	6
(1) 公共課題や資源の適切な配分	
(2) 大田区らしい連携・協働の形	
第 章 連携・協働の推進における各セクターの役割	8
1 推進のための前提	8
(1) 特性を活かした役割分担の明確化	
(2) 区民活動支援の必要性	
2 区の役割	8
3 区民活動団体の役割	9
(自治会・町会の役割)	
4 企業の役割	9
(中小企業・町工場の役割)	

第 章 連携・協働の推進に向けて	11
1 推進エンジン（推進会議と運営組織）の設置	11
(1) 条例による設置	
(2) 推進会議の設置	
(3) 運営組織の設置	
2 連携・協働を推進するための方策	12
(1) 情報の収集・整理・提供	
(2) 区民活動支援拠点の整備と場所の提供	
(3) 物品・機材の提供	
(4) 人材の育成	
(5) 交流機会の提供	
(6) コーディネートと相談	
(7) 資金の提供	
(8) 連携・協働による事業の開発	
3 区の事業を区民活動団体との連携・協働で行う	14
(1) 連携・協働がふさわしい事業領域	
(2) 連携・協働による事業の形態	
(3) 運営協議会方式の評価	
(4) 連携・協働による事業の進め方	
4 区行政が取り組むべきこと	16
(1) 区職員の意識改革	
(2) 庁内調整機関の強化	
(3) 区政情報の積極的な提供	
(4) 区民活動団体、企業との付き合い方の確立	
(5) 教育委員会・学校の関与	
5 区民活動団体は連携・協働の視点から活動を見直そう	16
(1) 組織の民主性と公開性	
(2) 目的と社会的使命の確認	
(3) 活動・事業の展開とビジョン	
6 企業は社会貢献活動の位置づけをしよう	17
(1) 企業利益と社会貢献活動	
(2) 連携・協働をベースにした社会貢献プログラム事例	
7 大田区らしい連携・協働	18
(1) 自治会・町会にとっての連携・協働	
(2) 地元産業にとっての連携・協働	
8 「(仮称)連携・協働推進条例」の制定	19
付章 区民活動支援拠点のあり方	20
1 拠点設置の必要性	20
2 拠点の役割	20
3 必要な機能	21
(1) 事務所としての機能(場の支援)	
(2) 会議ができる場の機能(場の支援)	

(3) 専門的な相談機能(相談の支援)	
(4) 情報収集や発信ができる機能(情報の支援)	
(5) 団体と交流ができる機能(交流の支援)	
4 運営と管理	22
5 事業の展開等	23
6 旧大森第六小学校の施設活用について	23
終章 連携・協働とこれからの区民生活・地域社会	24
1 「中間のまとめ」以降の議論の特徴	24
2 区民生活や地域社会が直面する課題	24
3 区民生活や地域社会における連携・協働のきっかけ	25
4 「信頼」と「責任」で成り立つ連携・協働の社会	27
用語解説	28
資料 区民活動団体実態調査から	30
おおたパートナーシップ会議検討経過	34
おおたパートナーシップ会議委員名簿	35

## 序章 連携・協働の必要性と基本方針策定の目的

### 1 連携・協働の必要性の背景

様々なセクターの連携・協働が必要とされています。その背景とは、どんなものでしょうか。

#### (1) 市民自治の時代

中央集権から地方分権へ、地方分権から市民自治へという大きな社会の動きのなかで、大田区においても地域に根ざしたまちづくりをするために、区民との協働による行政運営や様々な分野での区民活動との連携・協働が求められています。

#### (2) 区民ニーズの多様化と区の対応

区民ニーズの多様化は、社会の成熟化、複雑化、情報化などの結果として、増大の一途をたどっています。これらの多様なニーズの全てに対して区だけで対応することは、行政の肥大化につながるとともに、行政の持つ財政、組織、制度上の制約から現実的にも困難です。

#### (3) 自治意識・市民活動の台頭

一方で、成熟化しつつある社会では、市民が自らの生活に関わることは自ら行う自治意識や、ボランティアという言葉に表される社会や他人のために行う活動が芽生えてきます。「困っている人を皆で助けよう」という比較的身近な発想から、「地球環境のために私たちがすべきことは何か」というような難しいテーマまで、その活動分野は多岐にわたりますが、いずれも自分たちの力（たとえ微力でも）で世の中を良くしようという意識は共通しています。

#### (4) パートナーシップが求められる時代

上記のような大きな社会変化、時代背景のなかで、私たち区民は個々の価値観や多様性を尊重し合いながら共生を目指す時代に生きています。その実現のために、それぞれの立場や所属を活かしつつ連携・協働していくパートナーシップが求められています。NPO、自治会・町会、企業、一般区民、行政など多様な主体で構成する本検討会の通称を、「おおたパートナーシップ会議」としていることも、その表れのひとつです。

### 2 何と何が連携・協働するのか

では、どのようなセクターが、連携・協働を行うのでしょうか。

#### (1) 連携・協働の担い手

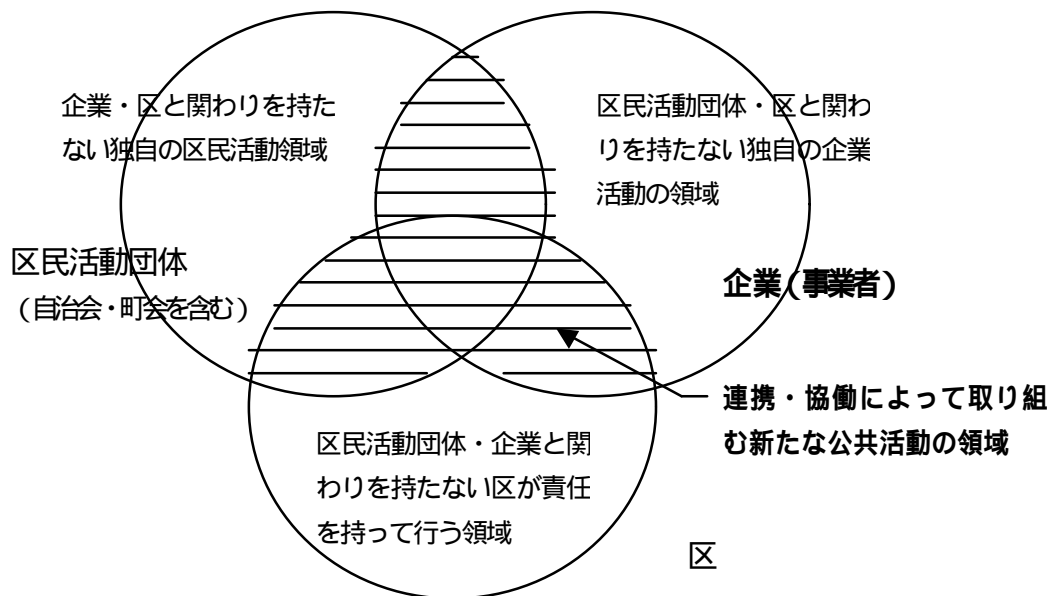
社会全体においても区内においても、様々な主体が現れてきています。ここで私たちが検討していくのは、公共活動の担い手による連携・協働です。これまで、公共活動の主な担い手は行政でしたが、区民活動団体や企業も積極的にその担い手として役割を持つようになってきました。また、これらそれぞれの担い手が交差する新たな公共領域も誕生しています。連携・協

働の担い手は、区、区民活動団体、企業の三つのセクターとして捉えていきます。

一区民による個人活動も区民活動の一つではありますが、各セクター相互の連携・協働を考  
える場合、個人を超えた広がりのある団体・組織を対象とすることがふさわしいと考えます。

## (2) 新たな公共活動の領域

区、区民活動団体、企業の三つのセクターが連携・協働して取り組む「新たな公共活動の領  
域」は、下図のようにイメージできます。



区、区民活動団体、企業の三つのセクターがそれぞれ担う、あるいは共に担う「新たな公共活動の領域」は、固定的なものではなく、創造が連続し、絶え間なく変化する領域と捉える必要があります。

## 3 区民活動とは何か - 区民活動のイメージを広げよう -

新たな公共活動の領域を担う三つのセクターのうち、区民活動団体は、新たに登場してきたセクターです。区民活動とは、どんなものでしょうか。

### (1) これまでの区民活動のイメージ

そもそも区民活動とは何でしょうか。そのイメージは、趣味のグループやスポーツ愛好のサークルといった余暇活動のイメージ、社会教育団体、ボランティアグループ、自然環境保護団体といったイメージ、市民運動や住民運動といったイメージなど、様々でしょう。それらに積極的に参加して、新たな楽しみや生きがいを見出す区民が増えてきていると同時に、極端な思想や活動に偏っていると感じたり、暇と金を持って余している人がやることだといった否定的なイメージを持ったりしている人もいます。いずれにしても、これまでの区民活動のイメージは、社会を構成する一つのセクターや、公共活動の領域でパートナーを組む対象として位置づいていませんでした。

## (2) 新しい区民活動 (NPO) の誕生

今日においては、「1 連携・協働の必要性の背景」で述べたように、社会のなかでの役割を意識し、積極的に公共活動や社会貢献活動を行う区民活動団体が誕生してきています。それらは NPO と呼ばれ注目を集めるようになってきました。1998 年の特定非営利活動促進法 (NPO 法) の制定以降は、法人格を持ち、自立的な組織として事業展開を力強く行う区民活動も増えてきています。その活動内容も多岐にわたっています。区内においても、介護保険事業や配食サービス、保育園の経営、障害を持つ子どもの学童保育、不登校の子どもの居場所づくり、地雷撤去の国際協力など、常時活動を行い雇用も生み出している区民活動団体が誕生しています。区民活動の実態は変化しつつあり、そのイメージを広げ、変えていく必要があります。

## (3) 従来組織を区民活動として捉え返す

また、自治会・町会、商店会、青少年対策委員会、保護司・民生委員・児童委員、防犯・防災、PTA など、従来からある住民組織は、古くからの公共活動の担い手です。また、区施設等の運営協議会・委員会等の区民参加組織や会議もあります。三つのセクターの連携・協働を考えていくときに、これらの従来組織も区民活動として捉え返し、その存在を位置づけ重要性を認識していくことが大切です。

## (4) 区民活動が社会で位置づいていくために

区民活動には多様なイメージが可能であり、また、区民活動団体実態調査からも多様な実態があることがわかります。しかし、区民活動が社会のなかでしっかりと位置づき、一つのセクターとして確立し、役割を担っていくためには、公共性や社会貢献性の視点から区民活動を見直し、イメージを広げていくことが大切です。

# 4 各セクターから見た連携・協働の必要性

連携・協働がなぜ必要なのか、セクターごとに見ていきます。

## (1) 区にとっての必要性

地方分権推進法では、国から自治体への制度的な分権が一步前進しましたが、その勧告のなかでは「民間活動等との連携・協力」がうたわれています。自治体と地域の活動団体等との連携があってこそ本当の地方自治が生まれ、成熟していくといえます。

価値観や生活様式が多様化する現在、区は従前の画一的なサービス提供の手法だけでは多様な区民ニーズに対応できません。これからの日本社会では地域住民と行政は共に地域社会を支える当事者であり、区民は社会サービスの受益者であると同時に担い手です。

区財政は厳しくなっていく傾向にあり、少子高齢化が進行するなか、当面いわゆる「団塊の世代」が定年を迎え、納税者のなかから多額の税を負担する世代が離脱する時期には、区財政にも大きな影響が予測されます。このような財政事情のなかで、区は単に安上がりだからと、その場しのぎに区民活動団体を利用するというような姿勢ではなく、区民活動団体を育成し、



協働を進めることで自治の確立を目指し、大田区全体の底力を培うことで大田区の未来を守っていく責任があります。

明日の大田区のために、成熟した区民活動団体・企業との連携・協働は、これからの行政には必要不可欠です。

## (2) 区民活動団体にとっての必要性

区民活動団体のうちNPOは、三つのセクターのなかでは、新たに誕生してきたセクターです。そのため、あらゆる面において、活動のための社会基盤整備が進んでいません。既存の法制度やシステムが、区民活動を想定したものになっていない場合も多くあります。新しい課題や、住民の個々のニーズに柔軟に対応し、行政ではできない仕事をしているNPOでも、行政からの理解が得られない、効率性が高まっていかない、構成員への負担が大きいなどの障害を抱えているケースも珍しくありません。活動場所、人材、資金、情報などの不足も大きな問題となっています。NPO、自治会・町会等の区民活動団体が公共領域での役割や社会貢献をより志向し、活動を発展させていくためには、他セクターからの理解と支援が必要です。

高齢化が進み、国際競争の圧力がますます高まっている現在、自治を基本とする新しい社会のなかでは、今後ますます区民活動の必要性が高まっていきます。新しい社会貢献を志向する区民活動団体にとって、その社会的使命を実現させるために連携・協働は有効です。また、政策提言などを活動とする団体にとっては、目的達成のために連携・協働が不可欠です。

連携・協働を最も切実に希求しているのは、新しい時代と社会的使命を自覚した区民活動団体であるとも言えるでしょう。

## (3) 企業にとっての必要性

従来、営利が目的の企業と非営利である区や区民活動団体が、一緒になって活動することは難しいと考えられてきました。しかし、企業も「企業市民」として社会的責任を果たし、社会貢献、地域貢献していくことが求められる時代になってきました。また、その期待に応えることが、共生社会を実現し、広い意味で企業利益につながるという認識も生まれています。

地域コミュニティをよく知り専門性を持つ区民活動団体やコーディネーターとしての役割を担う区との連携は、企業が直接入り込みにくい分野や社会性が強調される分野へ参入するために有効な方法です。また、特に大企業にとっては、それを通して、地域コミュニティと直接関わることで、区民の求めるニーズなどが把握でき、新しい市場や販路の開拓にもつながるとともに、企業イメージの向上や社風にも影響を与えていくでしょう。また、様々なリスク回避の観点からも有効です。

町工場を中心とする中小企業や商店街にとっても、地域コミュニティが新しい課題を追求し始めると、新しいニーズが日々明らかになるため、その技術的な側面からアイデアを提供したり、製品化への道が開けるチャンスも生まれてきます。

## 5 連携・協働が生み出す社会

地方分権の流れのなかで、地域の課題は地域で解決していくことが求められています。各セク

ターが「地域づくり」という発想を持ち、地域の担い手として「主体的に関わる」ことにより、連携・協働が行いやすくなります。

連携・協働によって、さらに色々なニーズが生み出され、それに対してサービスも生み出されます。また、雇用も生み出され、関わる人の夢や生きがいや楽しみも生み出されます。

公共課題について、個々の領域、個々の地域の実情に応じて、区民が自ら担い手になりたいという意識が芽生えています。行政だけを頼りにするのではなく、様々なセクターの協力を得ることで、地域で「共生」できるようになることが、連携・協働によって目指す社会のイメージです。

例えば、「安全・安心のまちづくり」を目指す必要があります。防災・防犯などの緊急な対応とともに、長い目で見れば、自治会・町会、行政から委嘱された各委員と学校・公共施設・特別出張所などとの連携・協働により、地域住民が個人を尊重しつつ、互いに友好的な関係が醸し出されていくことがどうしても必要です。地域に漂う空気を変える「あいさつ運動」や「地域ぐるみで支え合う仕組みづくり」が大切になってきます。

そして、その実現に向けて、各地域でその特性を活かした取り組みが重要であり、そのために、各セクターはそれぞれの立場から連携・協働を進めていく必要があります。しかしながら、各セクターの連携・協働の取り組みについては、単なる安上がりな手段と捉えるのではなく、区民自身が自分たちでやるべきことをやるような「成熟した区民社会」に近づいていくことであると捉えていきます。

## 6 基本方針策定の目的

これまで述べてきた連携・協働の必要性やこれからの社会のイメージを踏まえて、連携・協働のあるべき姿、推進のための各セクターの役割、推進に向けて取り組むべきことを示すのが、基本方針策定の目的です。

## 第 章 連携・協働のあるべき姿

### 1 連携・協働の原則

新たな公共活動の領域を担う、区、区民活動団体、企業のそれぞれのセクターは、それぞれの自由な意思に基づき、対等なパートナーとして連携・協働を進めていくことが大切です。次の三つの原則により取り組まれることが、連携・協働のあるべき姿です。

#### 原則1. 自立

それぞれのセクターは、組織、財政、その他の面でも、自立し対等な関係で事業を展開します。

#### 原則2. 理解

それぞれのセクターは、話し合いや情報交換等を通じて、互いに相手の特性を理解尊重し、目的を共有したうえで、役割を果たします。

#### 原則3. 公開

それぞれのセクターは、連携・協働の関係について、外部からよく見える、開かれた状態で事業を公開します。

### 2 連携・協働の視点

新たな公共活動の領域を担う三つのセクターの連携・協働を考えるうえで、踏まえておくべき視点が、公共課題や資源のセクター間での適切な配分、また大田区らしい連携・協働の形を探ることです。

#### (1) 公共課題や資源の適切な配分

連携・協働は、区財政への負担軽減のための手段と捉えられるのではなく、現在区に集まっている公共課題（仕事）や資源（情報、場所、資金）を見直し、適切に「配分しなおす」という姿勢が大切です。資金に関して言えば、区の財政は本来「区民共同の財布」であることを常に確認していく必要があります。

特に多様な区民ニーズが次々に生まれる現在、新たな区民ニーズにより効率よく対応していくために、課題解決の主体を吟味し、最もふさわしい担い手に事業を委譲していくことがあるべき姿です。区が不得手な新しい区民ニーズに対して、区民活動団体が効率的で速やかに対応していくことで、「なぜ区が区民活動に資金を出すのか」といった疑問にも答えられます。

そのために、現在、区が行っている補助金・助成金の支出や事業委託のあり方を、「区民にとって必要か否か」の基準で見直す必要があります。

## (2) 大田区らしい連携・協働の形

市民活動の積極的評価と連携・協働は、日本社会全体の大きな時代の流れになっています。しかし、大田区の特性を活かした、大田区らしい連携・協働の形を探っていく必要があります。

### 自治会・町会への視点

大田区では、比較的しっかりと自治会・町会が機能しており、大きな役割を担っています。「区民と言えば町会」という面もあります。新しく誕生しているNPOと自治会・町会は、区民活動団体セクターを確立していくにあたって、積極的に連携・協働していくことが必要です。しばしば、自治会・町会は体質の古さや世代交代の難しさが指摘されますが、連携・協働が変化と再生を推進する可能性もあります。

例えば、大田区在住の年数が比較的短く、地域コミュニティに参加する機会の少なかったマンション居住者が、自治会・町会活動に積極的に参加し、新旧の住民で新しい地域づくりが始まっているところもあります。マンション居住者、特に管理組合の自治会・町会への加入や地域づくりへの参画は、専門的課題に取り組むNPOなどと自治会・町会との調整・仲立ちとなることが期待されます。

また、各セクターが連携・協働を進めるなかで、区に対する自治会・町会の下請け的な関係を、対等で自立的なパートナーシップの関係に変えていくことにもなります。

### 町工場への視点

大田区には、住宅地、商業地、工業地が全て揃っています。多様な市街地で活動する多様なセクターが、どのように地域の特性を活かした連携・協働をしていくかも課題です。

大田区と言えば「町工場」です。昔から「蒲田駅の屋上から機械の図面をばらまけば、各部分の図面をそれぞれ得意な町工場が持ち帰り、それぞれが機械の部分を製作し、全部組み立てると予定していた機械ができてしまう」という工場同士の連携のエピソードがあります。町工場に分散している技術の集積は、職住一体のコミュニティのなかで、仕事を融通し合い困難な注文を解決し続けてきた技能者たちの創意工夫や、技能者転職による技術交流や、各分野の仕事を配分する仲人（なこうど）的町工場により、その特徴を発揮してきました。

町工場の持つ技術・技能やネットワークを、自治会・町会を中心とする地域コミュニティとの連携・協働に活かしていくことが大田区らしさをつくります。地域コミュニティとは、とりも直さず巨大な消費市場でもあるからです。また、町工場は企業セクターの一員であると同時に、地域の一員であり、長く区と連携して発展してきた歴史もあります。企業本来の生産活動の面からも、地域コミュニティ活性化の面からも、連携・協働において有効な役割を果たし得る大きな可能性を秘めています。

これらの可能性は、町工場同士の連携を基礎に、さらに他セクターとつながるなかで生きてくるものでしょう。「精密ものなら京浜間に持っていけ」と言われる技術集積は、ともすると孤高の技術になるきらいがあり、町工場のまちとして常に比較される東大阪のような「製品化」や「市場との連動」に欠ける傾向にありました。しかし、地域コミュニティと町工場をつなぐために、NPOを中心とする新しい区民活動団体が「新しいニーズ」という接着剤を開発することによって、「新しい製品」化をはじめとする様々な連携・協働が実現していく可能性は高まることでしょう。

## 第 章 連携・協働の推進における各セクターの役割

### 1 推進のための前提

連携・協働の推進において、新たな公共活動の領域を担う三つのセクターは、それぞれの特性を活かすこと、区民活動団体を支援することを前提に、役割を担う必要があります。

#### (1) 特性を活かした役割分担の明確化

区、区民活動団体、企業それぞれが、それぞれの特性を自覚して、連携・協働の舞台での役割を明確にすることが大切です。

#### (2) 区民活動支援の必要性

前章で、連携・協働のあるべき姿として、三つの原則を掲げました。しかし、区民活動団体は、新たに誕生してきた新米役者ですから、連携・協働の舞台でいきなり対等な役割を求めることはできません。区民活動団体を一人前の役者に育てる支援が求められ、区、企業がその役割を担うことが必要です。もちろん、区民活動団体がスターになれるかどうかは、自己努力にかかっています。

### 2 区の役割

公共的事業を担う区は、課題に対して公共性を確定するため、法的根拠、平等、事業継続、費用対効果などを基準としてきました。新たな公共活動の領域を受け入れるためには、上記のような基準では対応できないことが多々あります。

区が新たな公共活動の領域を認知し、他のセクターと連携・協働するためのプロセスとして、まず「職員の意識改革」が必要です。同時に、従来進めてきた公共的事業を支えるシステムとは異なる「連携・協働を進めるシステム」を区内に確立する必要があります。また、自立が確立されていない区民活動団体を「養成・自立支援するシステム」を確立する必要があります。

「職員の意識改革」により、個々の職員は連携・協働が必要とされる背景を認識し、住民本位の立場に立って積極的に行政機能や能力を活かしていくことが必要です。区民活動の状況や事情を十分に汲み取りながら、自治の拡充を進めていくことを期待します。

また、「連携・協働を進めるシステム」を確立し、各部課で連携・協働による事業を拡大するための情報公開をしていく必要があります。同時に、連携・協働に関する情報を一本化するためにも、部課間の連携・協働を図る必要があります。区民活動団体や職員からの提案を活かすことも必要です。事業の見直しをさらに進め、新たな公共活動の領域を支えるための財源を確保し、他のセクターとの連携・協働による事業に提供することが必要です。また、区民活動が活発に行われるための環境づくりや、各セクター間の連携・協働の仕掛けづくりにも活用します。

さらに、新しい区民活動団体が創出され、新しい公共領域の担い手が出現することを促進するための「養成・自立援助するシステム」として、区民活動支援拠点をはじめとする場所の提供、可能な行政情報の提供、組織運営や事業展開のための相談やコーディネートも必要です。

### 3 区民活動団体の役割

区民活動は、区民の自立と社会参加意識、自己実現の模索、社会貢献意識、新たな社会的ニーズや問題解決に対する自発的な行動、住民自治意識などを発露としています。そこから生まれた区民活動団体は、それぞれの目的と社会的使命を持つ活動を通して、さらに区民全体の区民意識を向上させる役割を担っています。

また、区民や地域のニーズ・課題に対する柔軟で迅速な対応、公平性や公正性の監視、政策への提言や助言、地域（住民）- 区、地域 - 企業、区 - 企業の橋渡し、といった役割を力強く担っていくことが望まれます。

#### （自治会・町会の役割）

自治会・町会は、NPO型の区民活動団体とは趣が異なります。NPOは、一般的に、特定の課題を専門とし、点と点を線で結んだネットワーク型で活動していますが、自治会・町会は地域コミュニティ全体を面的に支え、また地域の生活に関わる多様な課題に対応しています。

しかし、若い世代を中心に自治会・町会への関心が薄れている傾向もあって、地域コミュニティが持つ地域の安全や安心を守る機能が弱まっていく懸念も出ており、今後の自治会・町会にとって、新しい公共活動の領域やNPOの活動への理解は必要不可欠です。そして、自らのコミュニティの基盤を活かし、課題によっては、NPOの専門性をコミュニティに組み込むような連携・協働も視野に入れて、そのなかで自治会・町会の後継者を育成していくといった発想も必要です。

### 4 企業の役割

企業は、本来、雇用創出や地域経済に貢献するという役割を担っています。しかしながら、近年、企業も地域社会における一市民として、より良い地域社会の実現のために幅広い社会貢献活動を行うべきであるとする「よき企業市民」の考え方が定着し始めています。優れたサービスや商品の提供による貢献だけでなく、社会から必要とされ、信頼される企業となることが、長期的な視点からイメージの向上や企業本来の利益にもつながると考えられています。

企業が、区民活動団体や区と対等な関係を築き、良きパートナーとして地域社会に貢献するためには、お互いが得意とする資源を提供し、結果としてお互いに役立つものでなければなりません。そのために、特に大企業については、企業を持つ資源（人、資金、施設、技術ノウハウ）の提供はもとより、他セクターに良きパートナーとして関わることで、従来型の一方的な「支援」から、お互いに成果を分かち合う真の「協働」に組み替えていく必要があります。

#### （中小企業・町工場の役割）

大田区の特徴である、中小企業・町工場には、職住接近型の工場が多いため、地域のなかで共生しながら事業を進めてきた経過があり、従来から自治会・町会をはじめとする地域コミュニティ組織との連携は存在していました。町工場の社長が、町会等の役員を務めるなどの例は多々あり、様々な地域行事、町会行事に協力してきています。例えば、大田工連の会長が地区青少対の

会長を務めていたなどの例があり、この青少対組織には子どもの玩具を作るために、会長自身の工場で製作した小型の機械・道具が提供されていて、有効に活用され続けています。

しかし、全ての中小企業・町工場が連携してきたというわけではなく、区民活動団体実態調査〔企業編〕では、「連携・協働したいが経営の厳しさから出来ない」との回答もあります。この回答を受けたうえで考えられる協働・連携のあり方は、企業の生産活動そのものが連携・協働に資する道を探ることです。NPO が障害者支援をしてきたノウハウから企業と組んで開発した車椅子や、区内の異業種交流会で開発した「お座敷車椅子」などの例があります。これらは企業側からの製品開発ではなく、利用者ニーズからの開発という特徴があり、地域コミュニティに潜在するニーズを専門的に関わっている NPO が提案し、企業が製品化していくという役割分担のなかで、企業も十分参加できる形態と言えるでしょう。しかし、ここに到るためには、地域コミュニティ・NPO・企業の情報や人をつなぐネットワークがどうしても必要で、そのコーディネートは、特に NPO に期待されている部分と言えるかもしれません。

また「連携したいがどうやっていいのかわからない」という回答も得ています。この回答に対しては、連携・協働に取り組めるよう情報提供の充実を図る必要があります。神奈川県が情報をもとにコーディネートして、料理用油をバクテリアにより分解する装置を開発した企業と、川をきれいにする運動をしている環境系 NPO が連携したとの例も報告されています。この点については、情報を集約できる「場」が必要です。この点で、大田区産業振興協会は、すでに一定の役割を果たしていますが、今後、NPO のホームページや、町会の掲示板・回覧板などの情報伝達機能を活用することで、企業は連携・協働の役割を大きく発揮することができるでしょう。

保健、医療、福祉関係の施設、設備や道具をはじめとして、防災用品、環境グッズなど、連携・協働のなかで、人々が必要とする製品が生まれてくることは十分に考えられることです。今後、様々な条件整備を進める必要はありますが、企業にも、国際化、高齢化、情報化に対応するとともに、連携・協働に対しては積極的に関わっていく姿勢が求められていると言えるでしょう。

## 第 章 連携・協働の推進に向けて

### 1 推進エンジン(推進会議と運営組織)の設置

新たな公共活動の領域を担う三つのセクターの連携・協働を推進するための機関として、「推進エンジン」を設置します。推進エンジンは、運営上は区から独立した機関であり、「推進会議」と「運営組織」とで構成されます。

#### (1) 条例による設置

推進エンジンは、新しく設置される機関であり、既存の制度では位置づけにくいものです。十分な役割を果たしていくために、「(仮称)連携・協働推進条例」(後述)によって設置されるものとします。

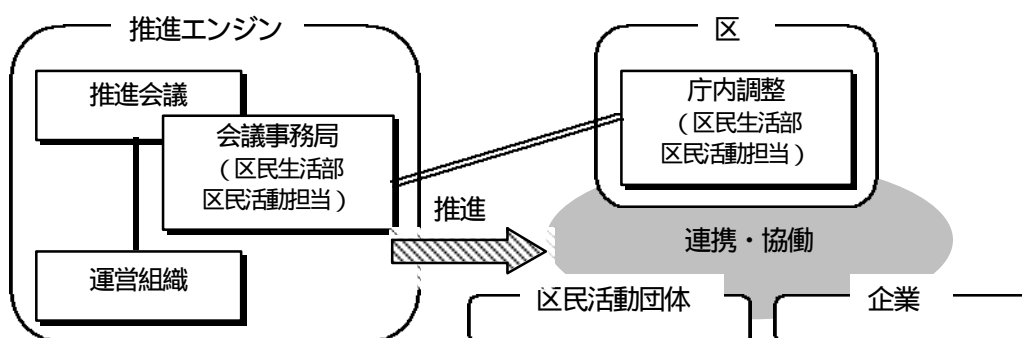
#### (2) 推進会議の設置

推進会議は、大田区全体の視野に立って、連携・協働のあり方や状況について審議する機関です。区、区民活動団体、企業、区民で構成される第三者機関とします。事務局は、連携・協働の庁内における調整機関でもある、区民生活部区民活動担当が担います。推進会議は、具体的には、次のような機能を持ちます。

- ・「(仮称)連携・協働推進計画」の立案および進捗状況の監視。
- ・各セクターへの連携・協働のための助言。
- ・連携・協働の際に生じたトラブルの審査。
- ・既存の制度の点検。
- ・新たな制度の提言。
- ・「(仮称)区民活動支援基金」(後述)の助成先審査。
- ・その他連携・協働の推進のために必要なこと。

#### (3) 運営組織の設置

運営組織は、推進エンジン内に設けられた連携・協働の推進のための各種システムを、運営する機関です。運営組織のメンバーは、区民や区職員で新たに組織することも、NPO 支援の活動をしている NPO(中間支援 NPO)に委託することも考えられます。どのようなシステムを推進エンジン内に設けるかは、「2 連携・協働を推進するための方策」をもとに検討が必要です。





## 2 連携・協働を推進するための方策

新たな公共活動の領域を担う三つのセクターの連携・協働を推進するため、特に区民活動団体を支援するために取り組むべき方策には、以下のようなものが考えられます。これらは、推進エンジン、区、区民活動団体、企業がそれぞれに、あるいは役割分担をして取り組んでいきます。

### (1) 情報の収集・整理・提供

大田区に関わる区民活動団体の情報や、区や企業が連携・協働によって取り組んでいる事業の情報を、データバンクとして提供します。このデータバンクの構築・運用には、情報管理やセキュリティに配慮するため、推進エンジンが関与します。

また、三つのセクターは、現在実施していること、今後予定していること、他者に協力してほしいことなどを明らかにし、積極的に情報公開・発信することが大切です。このことが、連携・協働のパートナー探しに役立ち、区民の参画や区民活動団体の活性化にもつながります。

### (2) 区民活動支援拠点の整備と場所の提供

三つのセクターのうち、区民活動団体は、活動場所に関する課題を抱えています。区民活動団体を支援するために、区が中心となって区民活動支援拠点の整備や場所の提供を行います。

#### 区民活動支援拠点の設置（付章「区民活動支援拠点のあり方」参照）

区民活動支援のための拠点施設を区が設置します。拠点施設は全区的なもの、各地域に身近にあるものなどが考えられます。いずれにしても、施設の運営は、利用者である区民活動団体が参画する形で行われるものとします。すでに一ヶ所、具体的な拠点施設の設置が予定されていますので、付章にて論じます。

#### 既存施設の有効利用

区庁舎、行政センター、特別出張所、学校、児童館、図書館など、区の既存施設を、区民活動団体が利用できる場として見直し、利用しやすくします。また、区施設だけでなく、区内にある東京都や国の施設、自治会・町会会館、企業の会議室、民間集合住宅の集会室などで、区民活動団体が利用できるものを、データバンクで提供します。

#### 事務所提供や賃借料の補助

区民活動団体の多くが専用の事務所を持っておらず、活動の継続性や発展にとって大きな障害となっています。区施設のなかに提供できるスペースがないかをチェックし、積極的に貸し出していくようにします。また、民間から賃借して、区が一定期間、賃借料の一部を補助するなどの自立支援も行います。

#### 区施設の利用の規制緩和

既存施設の有効活用を考える場合、既存の利用目的や利用ルールでは対応できないことが多く発生します。「対応できないから活用できない」ではなく、「活用するために見直し」といった規制緩和の視点が大切です。例えば、区民活動団体が区施設を利用して、自主財源を生み出していき事業展開もできるようにします。

### (3) 物品・機材の提供

三つのセクターのうち、区民活動団体は、活動で使う物品や機材の調達の中で、他者の協力を必要としています。区が持つ物品や機材を積極的に提供するとともに、企業などが提供しやすい仕組みをつくります。

### (4) 人材の育成

連携・協働を担う人材、特に区民活動団体を担う人材の育成が必要です。各セクターで、連携・協働の視点でものごとを考え、アイデアを形にしていける人材が発掘され、育成されていくことが推進の要となります。NPO 起業セミナーやボランティア研修など、推進エンジンが実施するとともに、様々なセクターの主催でも数多く実施されることが望まれます。また、セクター間でインターンシップの仕組みを取り入れていくとよいでしょう。そのような情報が、区民活動拠点施設やデータバンクを通して提供されるようにします。

### (5) 交流機会の提供

区、区民活動団体、企業、区民の交流機会の提供が必要です。日常的には、区民活動拠点施設が担います。また、「(仮称)連携・協働フォーラム」のようなイベントを開催します。このようなイベントは、各セクターや区民の意識高揚になるとともに、情報や経験の交流、ひらめきの機会、パートナー探しなど、多くの効果をもたらします。また、区全体としての連携・協働がどのような状況にあるのか、今後の課題は何かを確かめ合う機会ともなります。

### (6) コーディネートと相談

連携・協働による事業の組み立てやパートナーの結びつけを行うコーディネート機能や、各セクターの相談を受けて助言を行う相談機能も必要です。これらは、三つのセクターから独立した推進エンジンが担うものとします。但し、より専門的な課題にも対応できるように、区内外の法律、会計、税金、経営などの専門家をネットワークしておく必要があります。具体的には、データバンクでの専門家情報の提供や、専門家派遣の形で行います。

また、区民活動団体の自立発展のために、事業化支援も行います。

### (7) 資金の提供

三つのセクターのうち、区民活動団体は、非営利活動という性格もあり、資金を稼ぎ出すのが容易ではありません。団体の立ち上げや事業の展開など、区民活動団体の自立を支援する資金提供システムが必要です。

#### 基金の創設

区民活動団体が行う事業に資金を助成する「(仮称)区民活動支援基金」を創設します。区民、企業が区民活動団体を自ら支える発想に立ち、区だけでなく区民や企業からの寄付金を財源とします。寄付が促進されるように、税制優遇を伴う仕組みとします。

#### 補助金・助成金

現在でも行われている資金提供のシステムが、区からの補助金・助成金です。しかし、情報提供が不十分であるとの指摘や選定基準の不明瞭さが指摘されています。また、補助金・助成

金を受ける団体が、長年固定化しているといった問題があります。新たな公共課題に取り組む区民活動団体に資金提供されるように見直します。

#### 第三者機関による審査

基金からの助成金、また区からの補助金・助成金は、透明性、公平性を担保しつつ効果的に提供されなければなりません。そのため、第三者機関が審査するものとします。推進エンジン内の推進会議が担うのも一つの方法です。また、資金は、区民活動団体そのものではなく、団体の行う事業に対して提供されるものとします。

### (8) 連携・協働による事業の開発

三つのセクターのうち、区民活動団体は、財政基盤が弱いいため、事業収入も欠かせません。区や企業は、すでに実施している事業を区民活動団体との連携・協働で行うとともに、区民活動団体との連携・協働によってこそ可能な事業を新たに開発していくことが望まれます。

## 3 区の事業を区民活動団体との連携・協働で行う

新たな公共活動の領域を担う三つのセクターの連携・協働の推進を考えると、区の事業を見直して、区民活動団体との連携・協働によって行うことは欠かせません。

### (1) 連携・協働がふさわしい事業領域

区民活動団体との連携・協働は、区のあらゆる事業で行われる可能性があります。連携・協働がふさわしい領域は、以下のようなものが考えられます。

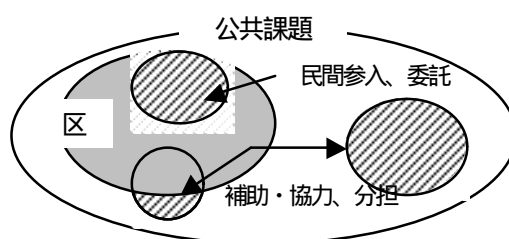
- ・区と提供するものが重なるが、区よりも効率的に提供できる領域。
- ・区と提供するものが重なるが、区よりも提供する種類が豊富な領域。
- ・区が提供していないが、公共性が高く区が協力すべき領域。
- ・区の持つ権限がよりよく使われるような提案のある領域。
- ・本来、区民自身が担うべき、「住民自治」「地域コミュニティ」に関わる共同体的な領域。

### (2) 連携・協働による事業の形態

区が区民活動団体との連携・協働で行う事業を、「責任」と「実施主体」という点で類型化すると、次のようになります。連携・協働によって、より効果的に事業を行える形態に移行させていく必要があります。また、安上がり行政のための手段とならぬよう、推進エンジンによる監視がなされることが重要です。

団体主体  区主体		責任	実施主体
	協力型	団体	団体
	分担型	団体 + 区	団体 + 区
	委託型	区	団体
	提案型	区	区

- 協力型 区民活動団体の事業を区が支援する。名義貸しによる後援、団体の自主性を尊重したうえで協力する事業協力など。
- 分担型 区民活動団体と区が全く対等に協働する。共催による実施など。
- 委託型 区の事業を区民活動団体に委託する。事業によっては、企画そのものをプロポーザル方式で公募することがより効果的である。
- 提案型 区民活動団体の提案に基づき区が実施する。法的に区が権限を与えられている事業について、審議会等を設置して区民活動団体や区民の意見を反映することも含む。



なお、コミュニティとしての自治会・町会の役割を、NPO 型の区民活動団体が代替するのは難しい面もありますが、区が自治会・町会に出している事業や補助金・助成金のなかには、NPO が引き受けられるものもあると思われます。

### (3) 運営委員会方式の評価

運営委員会方式は、区施設等の運営を、利用団体や一般公募による区民の協議によって行う方式です。すでに、エセナ大田、大田文化の森、子ども家庭支援センターなどで実施されています。それらの先行事例から、運営委員会等が継続的に活動を充実させていくためには、有償スタッフを雇用する必要性が指摘され、一部実施されています。また、もっと独自性や自立性を発揮できるように、事業内容や予算などの面で、改善されるべき課題があります。運営委員会等が特定非営利活動法人（NPO 法人）化するケースについても研究が必要です。

### (4) 連携・協働による事業の進め方

区の各部課で、区民活動団体との連携・協働による事業を進めていくためには、優先順位を定めたり、モデル事業に取り組んだりすることも有効です。

#### 優先順位

区の各部課で、区民活動団体との連携・協働による事業を選定するにあたっては、事業の必要性や緊急性、資源の最適配分や効率性を考慮し、優先順位を定めて行います。

#### モデル事業

先例を重視する区としては、具体的な成果が見えないと、区民活動団体との連携・協働による事業にも取り組みにくいものです。すでに先行的に実施されている事例、条件が整っていて始められる事例を、モデル事業と位置づけ、庁内全体で今後の参考にしていくことにします。

## 4 区行政が取り組むべきこと

区民活動団体との連携・協働によって区の事業を行えるよう見直す以外にも、区が取り組むべきことがあります。

### (1) 区職員の意識改革

連携・協働が必要とされる背景を理解し、連携・協働の一つのセクターとしての区の立脚点を認識していくという意識を醸成するため、区職員に対する啓発、研修等を積極的に行います。このことにより、区と区民活動の協力による新しい行政運営がはじめて実現します。

### (2) 庁内調整機関の強化

庁内全体として連携・協働に取り組んでいくためには、縦割り行政との批判を受けがちな、各部課間の連携・協働がなされる必要があります。その庁内調整の機能は、区民生活部区民活動担当が担います。区民活動担当は、条例により設置される推進エンジン内の、推進会議の事務局も担うことから、庁内に対しても強い権限を持つこととなります。

### (3) 区政情報の積極的な提供

区政に関する情報を、区民活動団体や区民が入手しやすい方法で提供します。連携・協働により進行している事業、今後予定している事業、補助金・助成金などの情報を、様々な区施設等での掲示、ホームページや区報など、いくつもの媒体を使って提供します。

### (4) 区民活動団体、企業との付き合い方の確立

区は公平性の原則から、特定の区民活動団体や企業との付き合いを回避する立場をとっています。その基本姿勢は、今後も変わらず重要なものです。しかし、連携・協働を推進していくためには、積極的に区民活動団体や企業と付き合っていくことも重要で、そのルールを確立します。

### (5) 教育委員会・学校の関与

教育委員会・学校行政は、他の行政部門から独立性を持った位置にありますが、連携・協働においては区の一部です。地域にあまねく存在する区立小中学校は、連携・協働のための場所として活用できます。また、区民活動団体を担う人材など、連携・協働のための自立した区民を育成する、教育の場ともなります。

## 5 区民活動団体は連携・協働の視点から活動を見直そう

区民活動団体は、自治会・町会も含めて、連携・協働の一つのセクターとして位置づいていくために、組織や活動・事業を見直す自己努力が必要です。

### (1) 組織の民主性と公開性

区民活動団体は、特定非営利活動法人（NPO 法人）格や公益法人格などを持ったところもありますが、多くが任意団体です。他セクターとの連携・協働を行うためには、組織としての定款や会則を持ち、運営方法と責任が明確でなければなりません。また、それが民主的なルールに則っていること、公開性を持っていることが重要になります。

### (2) 目的と社会的使命の確認

区民活動団体には、それぞれ目的と社会的使命があるはずですが、それをもう一度確認しましょう。連携・協働の一つのセクターとなるためには、目的と社会的使命のなかに社会貢献性や公共性がしっかりと位置づけられていること、構成員が常にそれを意識して実現に努めることが重要です。そのことは、社会に対する責任であるとともに、団体の活性化にもつながります。

### (3) 活動・事業の展開とビジョン

区や企業などの他セクターからは、区民活動団体の活動や事業は、計画性、実行性、持続性において不安があると見られがちです。活動・事業の展開の方向性や、自分たちがこうなっていきたいというビジョンを持って取り組むことが大切です。

## 6 企業は社会貢献活動の位置づけをしよう

企業の社会貢献は、主として「良質な商品の提供や従業員の生活水準の向上、利益を出し、税金を納めること」であると言われてきました。しかしながら、近年、社会環境の変化、消費者意識の高度化・多様化に伴い、企業の価値や存在意義そのものが変化してきました。企業は自社の方針やフィロソフィー（哲学）をベースに、フィランソロピー（社会貢献）やメセナ（文化支援）活動を通して、企業に関わる全ての人とコミュニケーションを図り、広く社会の利益につながる活動を目指すようになってきました。

### (1) 企業利益と社会貢献活動

「企業の社会貢献活動は直接的な利益にはつながらないが、企業の存続やリスクの回避、市場の良質化といった長期的な視点から捉えると利益になる」と考えられます。社会貢献活動を通して培われた好ましいイメージは、企業に対する親近感、信頼感、社風や社員の誇りの向上などにもつながり、長期的には幅広い利益をもたらします。また、共生社会や地域の一員として、利益に関係なく社会貢献することが企業姿勢として重要です。

### (2) 連携・協働をベースにした社会貢献プログラム事例

近年、企業は、社会貢献活動において、特定非営利活動法人（NPO 法人）やボランティア団体を重要なパートナーとして、社会貢献プログラムを推進する傾向が強くなってきています。例えば、

- ・人材育成や起業プログラム（奨学金制度）の推進（NPO 起業支援）
- ・地域イベントの開催

- ・バリアフリー製品などの開発（地域企業の事業開拓）
  - ・基金の設置（社員の給与天引きによる NPO やボランティア団体への寄付）
- など、企業はますます、環境や教育、福祉、医療、文化・芸術などの分野で社会的な課題解決に向けて活動する団体と、協働で社会貢献活動を推進していく傾向にあります。

## 7 大田区らしい連携・協働

公共課題を担う三つのセクターの連携・協働を推進するにあたっては、大田区が持つ特色を踏まえ、大田区らしい連携・協働の姿を目指すようにします。

### (1) 自治会・町会にとっての連携・協働

バブル崩壊後、いわゆる「新住民」であるマンション住民が、定住化していく傾向にあります。このようななかで、新しい住民層が改めて自らの周辺環境を見直したとき、「子どもの生活環境や教育」「災害への対策」「現在地で迎える老後」など、切実な問題が地域コミュニティとの関係のなかで成り立っていることに気づき始めています。そして、自治会・町会等の地域コミュニティ組織を改めて見直し、期待をかける状況に至っています。

一方、自治会・町会としても、自治意識をさらに高める意識改革、役員の高齢化の克服、独自事業の維持といった課題を抱えています。そのような状況は、運営方法の見直しを図りながら、新しい住民層を取り込んで打開することが必要です。実際、新しい住民層に参加を呼びかけ、ともに地域づくりを実現しているところもあります。新旧の住民層が連携していく素地が生まれているのです。

そのようななかで、NPO 型の区民活動団体は、新しい住民層と自治会・町会を結ぶ架け橋になる可能性があります。また、NPO にとっても、自治会・町会と連携・協働を行うことは、活動の目的を達成するのに貢献します。推進エンジンや区は、NPO と自治会・町会を結びつけるコーディネーター機能を発揮する必要があります。

自治会・町会は、新しい住民層を取り込み、NPO との連携・協働を深めながら、区や他の行政機関との関係を見直す必要があります。区は、複合的に依頼している調査や事業、資料配布・回覧等の仕事を縮小し、過重負担を解消すべきです。また、行政関係団体に対する様々な分担金負担についても見直さなくてはなりません。

自治会・町会は、地域内の中小企業とは一定の共存が成立しています。戦後、職住一体により地域内で事業を行ってきた中小企業にとって、地域コミュニティと協調することは自然な形でした。一方、地域内の大企業とは、無関係であるか、関係が成り立つとしても、諸行事の祝金や協賛金を受けるだけの関係になりがちでした。自治会・町会は、多くの企業との関係を進化させ、「企業市民」として地域に貢献していけるように、地域の災害対策、環境改善や青少年育成などの諸課題を示し、企業の協力を得ながら地域づくりを進めていく必要があります。

### (2) 地元産業にとっての連携・協働

大田区は、京浜工業地帯の一角を占め、主に精密機械工業の技術・技能を集積した中小企業群を有していることが特徴です。しかし、世界に誇る技術・技能を有する町工場も、経営や技

能の後継者難に直面しており、一時は9000社あったのが6000社を切るまでに至っています。金型や部品の製作に専念して直接販売する市場を持たなかったり、メーカーからの厳しい要求に応える下請けの地位にあったり、資金繰りに腐心するのに精一杯であったりするところに、不況と国際競争が追い討ちをかけているためです。そのような状況の打開策の一つとして、区民活動団体との連携・協働が考えられます。例えば、福祉分野の団体が持つ利用者ニーズの情報をもとに福祉器具の開発につなげる、教育分野の団体の仲介で子どもが「ものづくり」体験することが後継者養成のきっかけになる、といったことです。

一方、大田区の商業は、コンビニや大規模店舗の進出で個人商店や商店街が厳しい状況にあります。これに対しても、区民活動団体との連携・協働による打開が考えられます。例えば、高齢社会に対応したサービス展開として、顔なじみの個人商店の親身なサービス、FAX 宅配、御用聞きなどの手法を取り入れた仕組みを、区民活動団体が開発することなどです。また、地域コミュニティを基盤に福祉サービスと一体となった地域通貨を導入する、環境分野の団体が商店街と生産者や消費者を独自にコーディネートするといった展開も可能です。

また、新設のコンピュータソフト会社が、大田区で事業展開を始めています。区民活動団体がこれらの企業と連携・協働し、地域コミュニティのネットワークづくりのための製品やシステム開発を進めることも、大きな可能性のあるところです。

さらには、臨海部の港湾施設、倉庫群、羽田空港、大田市場などの産業基盤が大田区には揃っています。まちづくり、環境、教育などの分野で活躍する区民活動団体との連携・協働による、起業、研究、学習など様々な可能性が秘められています。

## 8 「(仮称)連携・協働推進条例」の制定

大田区を構成する区民、区(議会、行政)、区民活動団体、企業などの全体が、公共課題を担う三つのセクターの連携・協働や区民活動団体の育成・発展を共通の価値として認識し、推進する意思を持つことが、豊かな大田区をつくっていきます。よって、「(仮称)連携・協働推進条例」を制定するものとします。推進エンジンの設置も、その条例で位置づけることにします。



## 付章 区民活動支援拠点のあり方

### 1 拠点設置の必要性

区民活動を直接的に支えるものとして区民活動支援拠点は重要です。

この拠点には、どのような性格で、どのような機能を置き込むことが区民活動において求められているでしょうか。

例えば、多くの区民活動団体は事務所機能を備えたスペースを持っていない現況にあります。また、事務所機能を持っていても、他の団体と自由に交流することのできる、開かれた活動の場がほしいという声も聞きます。

さらには、団体を設立したり、運営したりするときに起きた問題について相談ができる機能があれば、区民活動にとって心強いものがあります。

他の自治体において、活動支援拠点として施設を設置していますが、大田区においては、どのような区民活動支援拠点が求められているでしょうか。

### 2 拠点の役割

区民活動支援拠点の役割について、他の自治体の例では、あらゆる分野の市民活動をサポートする施設（横須賀市）や、NPOの自立支援を目的とする施設（鎌倉市）といった「市民（区民）活動の支援」を施設の役割としています。

また、これに加えて、市民・事業者・行政の連携や交流促進の場（仙台市）やNPOとの協働のあり方を探る実験の場（港区）といった「協働や交流」を施設の役割と規定している自治体もあります。

他の自治体の例を参考としつつ、おおたパートナーシップ会議のこれまでの議論で明らかにされてきている「大田区の区民活動」にふさわしい拠点のあり方が導き出されます。

大田区の区民活動の姿として、全区的、またはそれ以上の範囲で、課題別に活動しているNPOや、広範囲に独自の市場や生産ラインを抱えつつ地域に企業市民として足場を持つ大企業と、自治会・町会、青少対、PTAや、町工場・商店会などの地域コミュニティを支える活動が存在しています。これらを活動エリアで考えると、全区的つながりのなかで存在し、かつ区外にもつながっている活動エリアと、小中学校区前後の地域コミュニティのエリアを考えることができます。

拠点を考える場合、この2種類の活動エリアに対応し、さらにそれを結びつける拠点が必要です。具体的には、中心核として機能する「センター機能を持った支援拠点」と、それと連動し、それぞれのコミュニティに対応する「地域コミュニティ支援拠点」です。

おおたパートナーシップ会議でのこれまでの議論からは、「支援拠点」にとって必要な機能として、事務所としての機能、会議ができる場の機能、専門的な相談機能、情報収集や発信ができる機能、他団体と交流ができる機能、などが挙げられました。

これをまとめると、大田区においては、まず、「センター機能を持った支援施設」として、区民の活動をサポートし、交流が行える施設としての役割が求められています。また、それと連動す

る形で、それぞれの「地域コミュニティ支援拠点」には、それぞれの地域の特性に合った最低限必要な機能を持った施設として、地域活動を支える役割が求められています。

### 3 必要な機能

施設の機能に何を置き込むかは、「2 拠点の役割」で述べた施設の役割と関連します。また、予算、施設の立地条件、容積等の環境条件も考えることも必要です。

そのためには、区と区民との間で、どのような機能を置き込むか十分な議論が必要です。

「センター機能を持った支援拠点」については、一般的に以下のような機能が必要です。

#### (1) 事務所としての機能（場の支援）

区民活動を実施するにあたって、事務的なスペースは必要です。専用のスペースとするか、共同スペースとするかですが、区民活動団体の活動実態として、両方を備えた支援施設が望ましいと考えます。

なお、既存の施設で使用が可能なものを区民活動の事業スペースとして積極的に活用することも重要です。

#### (2) 会議ができる場の機能（場の支援）

区民活動団体からは、研修会場や団体の会議の場所としての機能を求める意見があり、会議室の設置は必要と考えます。

また一方で、会議室は文化センター等既存の公共施設にもあります。これらの施設の利用についても、どうしたら利用しやすくできるか検討していくことが必要です。

さらに、地域には企業や民間団体等が所有する会議室があります。区は貸し出しが可能であるものについて情報を集め、区民団体に提供することも必要です。

#### (3) 専門的な相談機能（相談の支援）

これから、区民活動を行おうとする個人や団体、現に活動を行うなかで問題が生じている団体に対して、活動を進めるうえで、適切な情報提供やアドバイスができる相談機能が必要です。

また、区との連絡調整を行う窓口設置が必要との意見もありました。

#### (4) 情報収集や発信ができる機能（情報の支援）

区民活動を進めるうえで、他の団体の活動について知ることや、自らの団体の活動を発信して協力や連携を図ることは重要です。

また、ボランティアとして活動したい個人に対して、情報を得ることができる場（交流サロン等）が求められています。

そのためには、区民活動団体のデータバンク化やインターネット、関連図書の整備、掲示コーナー等の整備が必要です。

#### (5) 団体と交流ができる機能（交流の支援）

他の団体や個人、地域の人との交流を行う機能を持たせ、理解や啓発を図るイベント等を実施する場として施設を位置づけることも、開かれた施設として必要です。

これを進めるものとして、利用団体でつくる協議会や交流のための設備（レターケース等）

が必要です。

#### (6) 立地条件（場と交流の支援）

以上の備えるべき機能とともに、「センター機能を持った支援拠点」には、「交通の便のよいところ」という立地条件があります。蒲田駅や大森駅に近いなど、全区民が集まりやすい場所に設置することが必要です。

「地域コミュニティ支援拠点」については、「センター機能を持った支援拠点」に必要な機能が全て必要というわけではありません。また、全ての地域に必要なかどうか検討する必要があります。地域活動にとって切実であり、拠点を置き込むことで地域の公共課題を解決できる可能性が高いと判断される場合は、それぞれのコミュニティの成り立ちや、あり方に合ったものが置き込まれる必要があります。

また、地域の特性や地域活動の特性に合った機能が必要な場合もあります。例えば、「自然環境が残っている地域」では、常に自然破壊を監視できる立地条件や、環境の保全・再生に必要な設備機材などの機能が求められます。また、特別養護老人ホームや在宅介護支援センターの近接地では、これらを支援したり、連動して活動するための機能（たとえば痴呆性高齢者のためのグループホームやショートステイ受け入れの施設機能等）を持った拠点が必要になる場合があります。

## 4 運営と管理

「センター機能を持った支援拠点」の運営形態については、施設を維持するために必要な管理費用については区が負担することが望ましく、運営管理については、自治体と共同運営するか、NPO 団体に運営委託するかが考えられます。また、NPO 団体が指定管理者として、施設の管理運営に全責任を負って対応するという方法もあります。

NPO 団体に委託するとき、NPO をサポートする中間支援 NPO に委託する場合と、横須賀市の市民活動サポートセンターのように、プレゼンテーションにより NPO のなかから選考して決めるという形態があります。その際、委託期間については独占を避けることが必要ですが、一方では継続性についても考慮する必要があります。

また、利用団体による協議会を組織し、協議会が一定の運営を担っている事例もありました。

区民活動に即した運営が可能ということから、支援施設の運営は NPO 等が担う方向で整理することが必要です。

また、備えるべき備品については、区民活動団体が独自に備えるものと、区が設置するものの区別について整理が必要です。

共同使用を前提とするものについては、使用料等の費用負担をどうするか、管理をどうするかについて、事前に決定しておくことが必要です。

例として、次のようなものが考えられます。

- ・郵便ポスト、レターケース
- ・ロッカー
- ・印刷機、コピー機、紙折り機等の事務機器
- ・パソコン（インターネット接続）等の OA 機器

- ・ 掲示板、展示板
- ・ 図書、書架
- ・ 電話、FAX

## 5 事業の展開等

区民活動支援拠点の施設利用について登録制をとるかどうか、また、その場合、どのような手続きで利用団体を定めるか、使用期限を何年にするかについても検討すべきです。また、施設を共同で使用するには使用ルールを定めることが重要です。ルールを決めることや施設の運営を行うため、運営協議会等の設置、その運営についてどのような形態が適当かを定めることが必要です。

また、「地域コミュニティ支援拠点」については、庁舎等の行政財産を効果的に使用許可したり、身近な公共施設等で印刷機等の使用を可能としたり、チラシによる掲示等情報を提供する場を設けたりするなど、公共課題を協働で解決するために、区民活動を積極的に支援する工夫が、区に求められます。また、区は、民間マンションなどの開発条件を定めた「開発指導要綱」のなかで、地域開放を前提に設置を義務付けられた民間集会室について、積極的な情報提供や活用の仲介なども推進していく必要があります。

## 6 「大田区区民活動支援施設（旧大森第六小学校）の施設活用について

現在、「大田区区民活動支援施設」（旧大六小）の施設活用については、平成16年4月開設を目前にしています。校舎棟4階建て、体育館、グラウンド等で構成されるこの施設は、3～4階が区立で地元NPOが運営する児童館、1階に高齢者の授産と生きがいのためのシルバー人材センター、体育館とグラウンド及び集会室が区民への貸出し施設として配置されています。

これらと並んで、校舎棟の1階の一部と2階（約877㎡）について、「協働支援施設」として活用する方向です。これまでの検討の結果、事務所機能、配食サービス、ふれあい出会いの機能、印刷等の作業室機能、集会室機能、打ち合せスペース等が設置されます。これらの設備をベースに、社会貢献活動の紹介や、参加したい個人の引き合わせなどの仲介機能や、国や民間のNPOのための補助金制度の紹介や、全国的な市民活動事例の紹介などの情報提供や蓄積、様々な組織の強化のための運営方法の相談などが行われていくと思われま。

これまで大田区に「センター機能を持った支援拠点」がなかったことから、立地条件としては十分とは言えないまでも、「センター機能を持った支援拠点」として有効に活用し、大田区の連携・協働を進めていく必要があります。また、同時に、当施設は近隣の「地域コミュニティ支援拠点」としても有効に活用されるべき施設です。

学校統廃合以後、地元の町会や住民が自主的に組織した「旧大森第六小学校施設運営準備協議会」の区民活動支援施設作業部会で検討が行われ、3月には「運営準備協議会」を解消して、「運営協議会」が発足しました。「協働支援施設」は、当面は中間支援NPOが管理業務を受託します。但し、事前協議を続けてきた地元の町会や住民が組織した「運営協議会」が、将来的には運営を担いたいと希望しています。

## 終章 連携・協働とこれからの区民生活・地域社会

### 1 「中間のまとめ」以降の議論の特徴

平成 15 年 11 月にまとめた「中間のまとめ」では、公共活動の担い手として、区のほかに、区民活動団体や企業が現れていることを見たとうえで、それら三つのセクターが連携・協働して取り組む「新たな公共活動の領域」が登場していることを確認しました。そして、なぜ連携・協働が必要なのかを、それらのセクターそれぞれの立場から述べました。

しかし、なぜ連携・協働が必要なのかを考えるにあたり、最も基本的で大切な視点は、区民生活や地域社会にとっての必要性です。地域で暮らす一人ひとりの区民が、公共活動を担うセクターのことを知り、それらのセクターの連携・協働による取り組みが生み出す社会に恩恵を感じてこそ、連携・協働は推進されるものと考えられます。その意味で、「中間のまとめ」までの議論は、どちらかと言えば、「供給者」的な視点に立った議論が多かったと言えます。

そこで、「中間のまとめ」以降の議論では、区民生活や地域社会から見た連携・協働の必要性、また異なるセクターによる連携・協働がどんな区民生活や地域社会をもたらすのかについて議論し、地域で暮らす一人ひとりの区民が、連携・協働の取り組みに参加したくなる、また参加しやすくなるような社会イメージを描き出すことに努めました。

### 2 区民生活や地域社会が直面する課題

戦後の経済成長に伴う、都市人口の流動化や家計の生活水準向上は、それ以前の都市社会では当たり前であった、顔見知りの間柄や助け合いの関係を少しずつ後退させていきました。そのような親睦的・互助的な機能は、自治会・町会で依然維持されているものの、比較的新しく住み始めた層をはじめ、地域にあまり関わりを持たないで暮らす人たちが多数となっていることは確かです。そのような住民関係の弱まりは、公共分野における、行政機関の活動領域をますます大きなものにしました。私たちは、住民同士の協力で解決できそうな課題であっても、隣の人に直接働きかけようとするより、行政機関を通して解決を図ろうとしてしまう面があります。

しかし、経済が右肩上がりに成長する時代が終わり、「市民共同の財布」である自治体や国の財政も余裕のない時代に入ってきました。一方で、少子高齢化が着実に進み、高齢者福祉の需要が確実に伸びてきています。また、高い確率で発生が予想される震災、近年急増している犯罪への対処も課題となっています。子どもが多様な人間関係のなかで育つことができるよう、地域と学校が協力することも求められています。自然環境の保全・再生も、潤いのある生活のためには欠かせないテーマです。それら一つひとつの課題に対処するのに、行政機関だけを当てにしても、財政難による行政活動の縮小、課題の多様化・複雑化、当事者意識の必要性などのため、とても満足のいくような解決は得られないでしょう。

では、私たちは、そのような困難な課題を前に、ただ不平不満を口にするだけで、手をこまねいていることしかできないのでしょうか。もし、他の人と協力することをせず、行政機関に要望をするだけであれば、そうになってしまうでしょう。しかし、いったん自分の周囲に目を転じ、地域の仲間とともに当事者としてできることに取り組んだり、自分の関心のあること・得意とする

ことを生かして課題の解決に取り組んだりすれば、より満足のいく解決が得られるのではないのでしょうか。

周囲を見れば、すでに行政機関以外にも、独自のミッションを持って、公共活動を担っている区民活動団体（NPO や自治会・町会）や企業があります。それらのセクターが互いの特技を活かし合う、連携・協働が進めば、様々な課題によりよく対処できるようになるでしょう。例えば、地域のまとめ役となってきた自治会・町会と専門性を持つ NPO が力を合わせて取り組むといったことが、これから増えてくるでしょう。さらに、私たち自身が、そういった場に参加して、自ら解決に取り組むようになれば……。そんな連携・協働の輪が身近にあり、その輪のなかに「ふっ」と足を踏み入れることで、自分たちで課題に取り組んでいけるような社会を、共に目指してみるのはいかがでしょうか。

### 3 区民生活や地域社会における連携・協働のきっかけ

「連携・協働」という言葉は新しいものですが、従来から区と自治会・町会の協力関係はありましたが、毎年秋に開催される「OTAふれあいフェスタ」のように、企業や地域団体や NPO など、多様なセクターが参加してつくり上げる事業も行われてきました。また、特定のテーマに取り組むような NPO 活動が活発になるにつれ、区と NPO との協力関係も着実に増えてきています。

考えてみれば、連携・協働というのは、全く新しいものというわけではありません。ただ、従来から当事者同士の努力で少しずつ切り開かれてきたものに光を当て、より多くの区民がそこに参加していけるような仕組みを整えていくことが、現在求められているのです。そして、連携・協働を推進するための、主に区民活動支援を柱とした方策については、第 4 章「連携・協働の推進に向けて」ですでに述べました。そのため、ここでは、そのような「仕組み」ではなく、連携・協働の輪のなかに「ふっ」と足を踏み入れることになるような「きっかけ」について、いくつか紹介します。特に比較的新しく住み始めた区民のなかには、仲間と知り合うきっかけがつかめずに、社会のなかで孤立していることも多いからです。

- ・新蒲田公園では、公募による住民が、区のまちなみ整備課と協定書を交わし、地域の自治会の協力も得て、花壇づくりを始めました。掲示板へのポスター作成やホームページによる広報活動も行っています。「花壇づくり」がきっかけとなって、住民同士が知り合いになり、その後は、区のふれあいパーク活動の仕組みを使って、公園全体の管理を行うまでになっています。今後は、自分の花を公園の花壇に持つ「花の一株募金」を始めて、花の苗を買うお金をみんなで出し合う仕掛けも考えています。

- ・六郷地区自治会連合会では、災害時に一人で行動のできない、寝たきり・痴呆・一人暮らしの高齢者、乳幼児、日本語のわからない外国人を対象に、災害弱者支援体制を整備しました。対象になる人のデータを収集し、毎年勉強会を開催して進捗状態を話し合い、問題点などを検討し合っています。プライバシーに関わるデータの収集は大変なことですが、地域だけでの支援には限界があるため、消防署、警察署にも救出活動の要請をしています。「災害への備え」がきっかけとなって、従来地域との交流を持たなかった養護学校や障害者団体などが

参加を希望するほどのつながりを生みました。

- ・大田区を東西に流れていた内川は、かつて北馬込に水源を持ち、東西に2本の支流を持つ5kmほどの川でした。昭和56年の都市計画でわずかに残った1.55kmの暗渠化が決定されましたが、大森第二小学校（現開桜小）の教員やPTA、児童など地域の川を愛する人々の力で「残してほしい」という陳情が都議会にて採択されました。川は残り、区も川の環境保全に参加することになりました。いま内川では、老人が子どもたちと釣りを楽しんでいます。「自然環境の保全」がきっかけとなって、地域を明るくすることにつながっているのです。
- ・大森地域で子どもが事故で亡くなるということがありました。この「不幸な事故（事件）」がきっかけとなって、子どもをできるだけ地域で見守っていこうということになりました。7つの小学校のPTAが協力し、「地域の子どもたちを見守ってほしい。できるだけ声を掛けてほしい。朝早く散歩している人は、子どもの通学時間帯に変えてほしい。」といったことを書いたチラシを地域に配布しました。特別出張所の仲立ちで、チラシを自治会・町会で回覧するなどした結果、実際に散歩の時間を変える高齢者が現れるといった効果が出てきました。
- ・旧大森第六小学校の施設を活用した大田区区民活動支援施設の3・4階に入る「子ども交流センター」は、地元町会長や子育て支援団体のメンバーなどが一緒になって立ち上げたNPOが運営を受託することになっています。児童館や学童保育室を含むこの施設では、子どもたちを地域で育てていくために、地域の人たちがNPOの会員となっています。子どもをのびのびと豊かな環境のなかで育てたいという思いは、誰もが自然に抱くものであり、「子育て」こそは最も身近なきっかけかもしれません。このNPOの会員となる人たちが地域に増えていけば、昔の近所づきあいとは違った形で、地域ぐるみの子育てができることでしょう。

いかがでしょうか。ここで取り上げたものはほんの一例ですが、連携・協働というのは、決して縁遠いものではなく、身近なものをきっかけとして、「ふっ」と始められるものだとおわかりいただけたでしょうか。最初から形の整った立派なものである必要はなく、身近な生活の必要があって、共に取り組む仲間ができれば、とにかく始めてみようというのが、連携・協働の基本なのです。そして、その結んだ成果が他の地域にも知られて、支持されたならば、徐々に連携・協働の輪が広がっていけばよいわけです。つまり、大号令をかけてみんなで一斉に改まって始めるのではなく、それぞれの当事者同士が信頼関係を築きながら「底力」をつけるこそ大切なのです。

きっかけという考え方は、スタート地点では地域に基盤を持たないことが多いNPO活動にとっても重要です。近年急増中のNPOのなかには、仲間内のサークル的な活動にとどまり、結局は従来通り行政機関にモノを申すだけで、区民に直接働きかけることを怠っているものも多く見られるからです。しかし、新参者のセクターであるNPOが区民により広く認知され、支持されていくためには、区民が必要と実感できるものをきっかけとして提供し、区民生活や地域社会に根を張った活動を展開していくことが、求められるところです。

なお、当然ですが、連携・協働は義務感にさいなまれて行うものではなく、参加する人たちが様々な人たちと知り合うことで、「楽しみ」や「やりがい」を感じられることが、自発的・継続的に参加するうえでは大切です。また、互いに顔見知りになり、言葉を交わすことが基本ですが、個人のプライバシーや自由が尊重されたうえでの支え合いという、現在に合った社会となることが大切でしょう。そのように肩肘を張り過ぎず「自然体」で参加ができることが、連携・協働の輪を広げていくうえでの前提として重要でしょう。

#### 4 「信頼」と「責任」で成り立つ連携・協働の社会

最後に、連携・協働の社会を2つのキーワードで整理して締めくくります。

一つは、「信頼」です。少子高齢化、災害や犯罪の危険、子どもをめぐる問題、自然環境の保全・再生など、私たち誰もが抱える課題を前に、今後大切になってくるのは、自分たちの社会が安心・安全で、信頼して暮らすに足るものであるかどうかです。社会への信頼、それは、社会を構成する様々なセクターへの信頼です。区をはじめとする行政機関への信頼はもちろんのこと、自治会・町会をはじめとする地域の住民組織への信頼、ミッションを持って新しい形の活動を展開するNPOへの信頼、地域で共生しつつ事業を営む企業への信頼などです。このような各セクターへの信頼、またセクター間の信頼関係が、連携・協働を支え、また連携・協働のなかでより一層育まれていきます。そこには、目に見えない、昔からの地域の「しきたり」という名の信頼も出てくるでしょう。そのような、過去からの信頼関係を活かしつつ、そこに新たに参加するものの信頼を積み重ねて、一人ひとりの区民が信頼して暮らすことのできる社会を築いていけたらよいでしょう。

もう一つは、「責任」です。連携・協働の社会では、様々なセクターが公共領域を担う活動を行います。区などの行政機関が行うのであれば、はっきりしていた責任の所在が、あいまいになる恐れも出てきます。つまり、サービスの受け手にとっては、サービスがきちんと提供されるのかといった「リスク」があるということです。リスクを未然に回避していくために、区民は単なるサービスの受け手に留まらず、積極的に参画していくことができるのが連携・協働の社会です。新たなサービスの担い手に対してはしっかりと評価を行い、また、事業や予算が無責任に配分されないよう行政機関を監視していくことが大事です。このようにリスクが広く自覚されていくと、公共領域を担う様々なセクターにとって、先ほど述べた「信頼」を獲得するために、相応の責任をとる覚悟が必要になってくるということです。信頼は、単に「資格」によって保証されるものではなく、提供するサービスの質など活動の実績が受け手に評価されて確立されるものです。そのような信頼を得ることは、各セクターの運営が透明性を高め説明責任を果たすこと、行政機関は補助金や助成金の適正化を図り、連携・協働の社会の基盤整備を伴ったうえで事業委託していくことなど、責任ある行動をすることと表裏の関係にあるのです。

このように、リスクをとってでも、「信頼」と「責任」を軸に、私たちの社会が抱える課題に私たち自身で取り組もうとするのは、私たちの暮らす社会をよりよいものにしたいという思いがあればこそです。多くの人たちが抱くそんな思いが、「連携・協働」という新しい言葉のもとに結びついていくことを願っております。



## 用語解説

### 協働

この基本方針(案)では、区民活動団体、企業、区が、互いに自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、協力すること。

### パートナーシップ

この基本方針(案)では、区民活動団体、企業、区が、自己の責任のもと、互いを理解し尊重したうえで、活動の公開性を保ちながら、共通の目標に向かって対等に協力し合う関係。

### セクター

ある特定の性質に基づいて組織された分野または部門のことをいう。この基本方針(案)では、NPO や自治会・町会などの地縁団体を「区民活動団体」セクター、企業などの経済団体を「企業」セクター、自治体である大田区を「区」セクターというように、三つの分野に分類している。

### NPO

自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。

### 特定非営利活動法人(NPO 法人)

NPO のうち、特定非営利活動促進法(NPO 法)に基づき、権利・義務の主体となり得る法人格を取得した団体。

### 特定非営利活動促進法(NPO 法)

1995 年の阪神・淡路大震災を契機に、ボランティア活動に対する世の中の関心が急速に盛り上がり、NPO の活動が脚光を浴びた。そうしたなかで、市民活動を支援する法律を制定する動きが起こり、1998 年 3 月に制定され、同年 12 月に施行された法律である。この法律によって民間非営利組織が法人格を取得し、「組織」として社会的な契約を結びやすくなった。

### 任意団体

法人格を持たない任意に結成された団体のこと。

### 中間支援 NPO

NPO の活動支援を目的とした NPO で、次のような活動支援が挙げられる。

- ・ 資金・人材・情報などの提供者と NPO の橋渡し。
- ・ 自ら蓄積したネットワークを活用し、NPO が抱える問題の解決。
- ・ 人材育成や経営ノウハウのアドバイス。
- ・ NPO 活動を活性化させるための制度提言。

### 自治会・町会

住民が住んでいるその土地(地域)を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助け合いと協力のもとに住み良い環境をつくることを目的として、自主的に結成する組織。

区内には、区連合会に加盟登録している 212 の自治会・町会があり、加入率は約 79%となっている。(平成 15 年 4 月現在)

### インターンシップ

NPO などで将来の就労などのために、短期間業務体験し、NPO 活動に関わりながら活動内容や運営方法を実践的に学ぶこと。

## プロポーザル方式

業務委託を行う場合など、委託者が予め用意した業務概要に対し、公募または複数の団体を指名し、発想、解決方法、経験、能力等を企画提案書にして申込みをもらい、それを審査し、最も優れた企画提案書を提出した団体を契約の相手とする方法。

## エセナおおた（男女平等推進センター）

男女共同参画社会の実現を図るとともに、区民の自主的な活動の場を提供することを目的とした施設。公募委員や男女平等推進活動団体等の14人以内の区長が委嘱する委員で構成する区民自主運営委員会により、大田区男女平等推進プランに則した男女共同参画社会の実現を促進するため、各種事業を実施している。

また、平成16年度より、区が指定する団体（指定管理者）が管理を行う。

所在地：大田区大森北四丁目16番4号

## 大田文化の森

旧大田区役所跡地に建てられた複合文化施設。施設管理は、（財）大田区文化振興協会が区から委託されている。地域の活性化、区民活動の支援、新たな区民文化の創造と発信を役割としている。公募委員を含む15人程度の区長が委嘱する委員で構成される運営協議会により、各種文化事業を計画・実施している。

所在地：大田区中央二丁目10番1号

## 子ども家庭支援センター

子どもの健全な育成の寄与を目的に、子ども及び家庭を対象とした総合的な子育て支援事業を行う施設。総合相談事業、ファミリー・サポート事業、地域子育てコミュニティの育成支援事業を行っている。公募委員を含む15人以内の区長が委嘱する委員で構成する運営委員会が設置され、センターの運営に関して協議するとともに、一部の事業は区との協働により運営委員会が行っている。

所在地：大田区上池台二丁目35番18号

## 特別出張所

区内に18か所あり、住所の異動、印鑑登録、戸籍の届け出など、暮らしに関わりのある事務のほか、地元消防、警察、清掃、学校等の官公庁、自治会・町会などの地縁団体、民生委員、保護司、消防団、PTA等の団体との連絡調整を行っている。また、地域防災、青少年健全育成に関する事務を行っている。区民センター、文化センター等の地域施設を擁している。

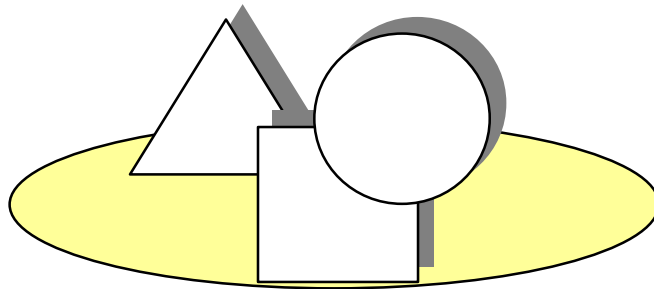
## 目次に掲載している資料

区民活動団体実態調査から

おおたパートナーシップ会議検討経過

おおたパートナーシップ会議委員名簿

については、別途PDFファイルからのダウンロードをお願いします。



**「大田区区民活動との連携・協働に係る基本方針策定に向けて」**

**発行 平成 16 年 3 月 大田区区民生活部区民活動担当  
〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号  
TEL:5744-1204 FAX:5744-1518**